

ムーンショット型研究開発制度に係る戦略推進会議の開催について

令和2年7月17日

一部改定 令和2年8月27日

一部改定 令和3年4月 1日

一部改定 令和4年1月13日

一部改定 令和4年8月10日

一部改定 令和5年8月 3日

一部改定 令和6年3月28日

内閣府副大臣決定

1. 趣旨

「ムーンショット型研究開発制度の基本的考え方について」（平成30年12月20日決定、令和2年2月27日一部改正（総合科学技術・イノベーション会議、健康・医療戦略本部））に基づき、研究開発の戦略的な推進、研究開発成果の実用化の加速、関係府省や関係研究推進法人（ムーンショット目標の達成に向けた構想の実現に責任を有する関係する国立研究開発法人をいう。）の間の効果的な連携・調整を図るため、ムーンショット型研究開発制度に係る戦略推進会議（以下「戦略推進会議」という。）を開催する。

2. 構成員等

戦略推進会議の座長は科学技術政策を担当する内閣府副大臣、座長代理は科学技術政策を担当する内閣府大臣政務官が務めるものとし、同会議の構成員は、産業界及び研究者等の有識者並びに関係府省等で構成する。

3. 運営方法

（1）座長が戦略推進会議に出席できない場合は、座長代理がその職務を代理す

る。

- (2) 座長は、必要があると認めるときは、関係者及び学識経験者の出席を求めることができる。
- (3) 戦略推進会議は原則として公開する。ただし、座長が戦略推進会議を公開することが適当でないとき、この限りではない。
- (4) 座長は、戦略推進会議における議論の内容等を、議事録等の公表その他の適当な方法により公表する。ただし、座長が議論の内容等を公表しないことが適当であると認めるときは、その全部又は一部を非公表とすることができる。
- (5) 座長は、必要があると認めるときは、会議の開催場所とは別の場所にいる構成員等に対し、情報通信機器を活用して会議に出席を求めることができる。
- (6) プロジェクト構成、資金配分方針及び研究開発成果の社会実装に向けた方策等に係る検討及び整理を行うため、構成員のみにより構成する懇談会を開催することができる。議事については、事後に座長及び座長代理の了承をもって、戦略推進会議の承認・助言等として取り扱うことができる。
- (7) 構成員のうち必要な者のみにより構成する特定のテーマを扱う分科会を開催することができる。
- (8) 戦略推進会議の庶務は、関係府省の協力を得て、内閣府において処理するものとする。
- (9) 前各項に掲げるもののほか、戦略推進会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。